



令和8年度（令和9年4月1日採用・令和8年度年度途中採用）

社会福祉法人 宮崎県社会福祉事業団

正 規 職 員 採 用 試 験 受 験 案 内

【受験申込期間】 令和8年7月21日（水）から令和8年10月14日（水）まで

【試験日】 令和8年10月18日（日）

【採用予定日】 合格者と調整の上、決定します。
採用日についてはご希望をふまえ、ご相談に応じます。

【採用試験窓口】 〒880-0007 宮崎市原町 2-22 宮崎県福祉総合センター
社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団 法人事務局企画指導課
TEL 0985-25-4692 FAX 0985-25-4339
URL <https://www.m-sj.or.jp/saiyo/>
E-mail kikaku@m-sj.or.jp

【求める人材像】

宮崎県社会福祉事業団は、**利用者主体**の考えのもと、「利用者様と誠実に向き合える職員（**誠実性**）」、「協調して業務を遂行できる職員（**協調性**）」、「自己研鑽を持続できる職員（**向上心**）」を求めています。

「福祉の資格が必要では」と思われる方も多いかもかもしれませんが、資格や経験の有無、学部・学科等は問いません。（各自に新人担当職員がついてサポートします。）

仕事に前向きに一生懸命に取り組める方であれば大丈夫です。資格取得についても仕事をしながら学べます。

【宮崎で 輝く 私らしく】

宮崎県社会福祉事業団は、昭和34年に設立された、宮崎県の社会福祉の草分けとして長い歩みを重ねてきた、県内有数の社会福祉法人です。

当事業団に採用後は、各施設に配置する新人教育担当者が、きめ細やかな助言・指導を行います。また、経験年数や階層に応じた研修のほか、施設内・外で行われる専門研修に参加する機会を設けるなど、社会人としての成長はもちろん、福祉のプロを目指すための人材育成体系を整えています。

賞与や定期昇給などの待遇面や時間単位の有給休暇、育児・介護のための休暇制度といった福利厚生も充実しており、採用から定年まで長く仕事ができる環境や体制が整っています。

I 募集職種及び採用予定人員等

職員Ⅰ 事業団が経営する全ての施設等（7ページ参照）での勤務（転勤あり）となります。

職 種	採用予定人員	必要となる資格等
支援員 利用者の生活全般の支援や介護等を行います。	5名程度	・ 普通運転免許（AT限定可）

II 試験日程

採用区分	職員Ⅰ【支援員】
受付期間	令和8年7月21日（火）から令和8年10月14日（水）まで 法人事務局に持参される場合、土・日・祝日は除きます。
受験関係書類の提出期限	令和8年10月14日（水）17時15分まで 郵便による提出は、令和8年10月14日（水）消印有効とします。
試験日	令和8年10月18日（日）
最終合格通知	令和8年10月22日（木）

III 試験内容及び試験日等

1 試験内容

	職員Ⅰ【支援員】
作 文	身近なテーマで、800字程度とします。構成力、表現力等を問うものです。
適性検査	職場や職種にどの程度適しているかを客観的に把握するための検査です。
面 接	個別面接を行います。

2 試験時間

採用区分	職員Ⅰ【支援員】
試 験	受付時間 10時00分～10時15分
	オリエンテーション 10時15分～10時25分
	作 文 10時25分～11時25分（60分） 適性検査等 11時30分～12時10分（40分） 個別面接 13時以降に行います。（20分程度）
	会 場 宮崎県福祉総合センター本館 宮崎市原町2番22号

Ⅳ 受験要件等

1 受験要件

- (1)、(2) のいずれかの要件を満たしている方が応募できます。
- (1) 大学、短期大学、専門学校又は高等学校を卒業し、令和9年4月1日現在で年齢45歳以下の者（雇用対策法施行規則第1条の3第1項第3号のイ）
- (2) 次の表の要件を満たす方は、令和9年4月1日現在で年齢60歳未満まで受験可能です。
（雇用対策法施行規則第1条の3第1項第1号）

職種	職員Ⅰ【支援員】
支援員	- 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員、公認心理師、臨床心理士、認定心理士及び保育士のいずれかの資格を有する者 - サービス管理責任者及び児童発達支援責任者の要件を有している者 - 保育士の養成学校（専門学校、短大・4年制大学）を卒業見込みの者 - 児童指導員の要件を有している者 ※児童指導員の要件となる資格は、次のいずれかです。 - 社会福祉士 - 精神保健福祉士 - 小中学校教諭資格 - 幼稚園教諭資格、 - 児童指導員任用資格（大学等で社会福祉学、教育学、社会学を履修して卒業する者）、 - 児童福祉施設の実務経験（高等学校卒業以上2年）

※ 宮崎県社会福祉事業団の正規職員、嘱託職員として5年以上在職していた者は、面接のみとします。

2 勤務要件

支援員は、交代制勤務のため、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始においても勤務可能なこと。
また、宿直・夜間勤務が可能なこと。

3 受験手続

- (1) 受験希望の方には、法人事務局の他、事業団が経営する各施設等（7 ページ参照）にて受験案内を配付します。
- (3) の採用試験窓口に電話またはメールをいただければ、受験関係書類を送付します。
- なお、当法人のホームページ <https://www.m-sj.or.jp/saiyo/> の「採用情報」ページから受験関係書類をダウンロードできます。
- また、LINEの公式アカウントからも、受験関係書類をダウンロードできます。

【宮崎県社会福祉事業団LINE公式アカウントお友達登録QRコード】



(2) 次の書類に記載漏れがないことを確認の上、(3)の採用試験窓口まで、郵送又は直接持参してください。

① 令和8年度（令和9年4月1日採用・令和8年度年度途中採用）社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団 正規職員採用試験受験申込書（別紙様式1）

② 履歴書（別紙様式2）（学歴・職歴等を記載し、写真を貼付してください。）

③ 資格等を証する書類

- ・ 保育士証の写し
- ・ 社会福祉士登録証、精神保健福祉士登録証、介護福祉士登録証の写し
- ・ 介護支援専門員証の写し
- ・ 相談支援従事者初任者研修修了証の写し
- ・ 公認心理師登録証の写し
- ・ 臨床心理士資格認定証の写し
- ・ 認定心理士認定証の写し
- ・ サービス管理責任者及び児童発達支援責任者の要件が確認できる書類（研修修了証の写し）
- ・ 児童指導員の要件が確認できる書類（実務経験証明書等）

(3) 受験申込を受け付けた後に、各受験者様のメールアドレスに試験期日の連絡メールを行います。

【採用試験窓口】

〒880-0007 宮崎市原町 2-22 宮崎県福祉総合センター
社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団 法人事務局企画指導課
TEL 0985-25-4692 FAX 0985-25-4339
URL <https://www.m-sj.or.jp/saiyo/>
E-mail kikaku@m-sj.or.jp

V 合格発表等

1 合格発表

(1) 試験結果については、合格者にのみ電話及び文書で通知します。

なお、職員Ⅰについては、合格者の受験番号を、合格通知日の午前10時に、①宮崎県福祉総合センター本館入口に掲示するとともに②宮崎県社会福祉事業団のホームページに掲載します。

(2) 試験結果についての電話、FAX、メールなどによるお問い合わせには応じられません。

2 提出書類の取扱い

提出された書類は、採用試験の目的以外には使用いたしません。また、合否に関わらず返却しません。

VI 給与・福利厚生（令和8年4月1日現在）

1 給与の例（新卒の場合）

採用区分	職員Ⅰ【支援員】	
	初任給	10年後の例
大学卒	210,200 円	250,200 円
短期大学卒	204,700 円	244,700 円
高等学校卒	199,700 円	239,700 円

- ・ 初任給調整手当、特別初任給調整手当、特例加算、処遇改善一時金及び特定処遇改善一時金を含んだ額です。
- ・ 支援員は宿直勤務又は夜間勤務が月4回程度あり、宿直勤務は1回につき9,400円、夜間勤務は1回につき7,000円程度（施設及び各個人で異なります。）支給します。
- ・ 初任給の決定に当たっては、当法人の規定により、これまでの職歴や経験年数を考慮して上乗せします。
- ・ 上記の期間に昇格があった場合は、月額25,000円が増額されます。

【例】支援員1年目職員（Aさん）が、障害児入所施設勤務の場合
（令和8年3月31日4年制大学卒業、令和8年4月1日採用）

資格 社会福祉士・保育士の場合

住居 アパート 家賃40,000円の場合

通勤 自家用車、勤務地より15km～20kmの場合

基本給 等	187,000円
処遇改善一時金	7,500円
特定処遇改善一時金	15,700円
職務手当	23,000円（保育士有資格者の場合）
通勤手当	14,200円
住居手当	15,000円
資格手当	2,000円
宿直手当	23,600円※1月に宿直4回の場合5,900円/1回
宿直加算	14,000円※1月に宿直4回の場合3,500円/1回
計	302,000円

※ 配属先により、一部手当等の額が変わります。

2 昇給・昇格

- ・ 昇給 年1回（4月）
- ・ 昇格 （職員Ⅰ）主任、係長、課長、園長に昇格するごとに月額25,000円増額します。

3 諸手当

扶養手当、住居手当（上限20,000円）、通勤手当（上限41,300円）、時間外勤務手当、宿直手当、夜間勤務手当、深夜業務手当、職務手当、資格手当 等

※詳細は、宮崎県社会福祉事業団職員の採用等に係るQ&Aをご覧ください。

4 賞与

年2回（6月、12月）

職員Ⅰは年間4.6ヶ月分支給します（処遇改善加算を除く）。

5 勤務時間

週 40 時間勤務（4 週平均）

6 休日

週休日並びに国民の祝日及び年末年始に相当する休日を勤務表で指定します。

令和8年度の休日は124日です（年次有給休暇を除く）。

7 休暇・休業

年次有給休暇、産前・産後休暇（有給）、子の看護休暇（無給）、育児休業、介護休業

8 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険

9 退職金

社会福祉施設職員等退職共済手当制度及び宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度に加入

10 年金共済（公的年金に上乗せする形で年金を支給する仕組み）

全国社会福祉事業団協議会年金共済制度に加入

（ただし、40 歳以上で採用された方は年金ではなく、一時金での支給となります。）

※ 上記内容は、職員就業規則及び職員給与規程に基づきます。

11 確認事項

- ・ 当事業団の一部実施事業に従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪確認が必要となります。
- ・ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当事業団の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・ このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

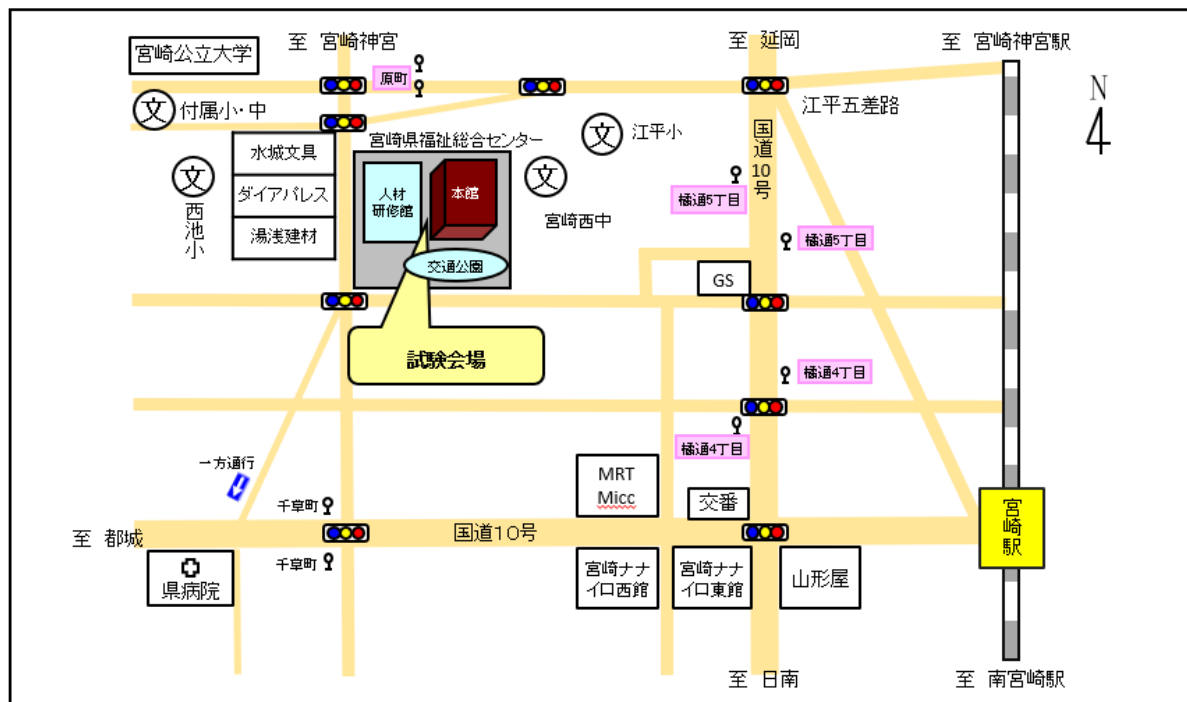
※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、別紙（参照条文）をご参照ください。

VII 事業団の運営施設等

施設種別		施設名		所在地
児童施設 成人施設	児童養護施設	青島学園		〒889-2163 宮崎市青島西1丁目3番地1 TEL (0985)65-1230 FAX (0985)65-2157
	障害児・者 支援施設	ひかり学園 宮崎県延岡発達障害 者支援センター		〒889-0514 延岡市櫛津町3427番地4 TEL (0982)37-0158 FAX (0982)37-5637
		高千穂学園 宮崎県都城発達障害 者支援センター		〒885-0094 都城市都原町7171 TEL (0986)22-2321 FAX (0986)26-5188
		ひまわり学園 宮崎県中央発達障害 者支援センター		〒889-1601 宮崎市清武町木原4257番地7 TEL (0985)85-8220 FAX (0985)85-8221
	知的障害者 総合福祉施設	向陽の里		〒880-1101 東諸県郡国富町大字本庄1407 TEL (0985)75-2200 FAX (0985)75-2862
	救護施設	清風園		〒889-1401 児湯郡新富町大字日置963番地3 TEL (0983)33-0038 FAX (0983)33-5674
	高齢者 施設	みやざき荘		〒880-0911 宮崎市大字田吉4977番地374 TEL (0985)56-2510 FAX (0985)56-2511
		高齢者 総合支援 センター きりしま	霧島荘	〒889-1802 都城市山之口町花木2302番地1 TEL (0986)57-2165 FAX (0986)57-2505
			東岳荘	〒889-1802 都城市山之口町花木2302番地1 TEL (0986)57-2267 FAX (0986)57-5506
		あけぼの園		〒880-1113 東諸県郡国富町大字木脇1462 TEL (0985)75-2861 FAX (0985)75-1013
	軽費老人 ホーム	青島荘		〒880-0921 宮崎市大字本郷南方2595 TEL (0985)56-2916 FAX (0985)56-2966
障害福祉サービス 事業所		向陽園		〒880-0824 宮崎市大島町北ノ原1030番地3 TEL (0985)25-5035 FAX (0985)25-5139
みやざき障害者就業・生活支援センター				〒880-0902 宮崎市大淀4丁目6番地28 (宮交シティ内) TEL (0985)63-1337 FAX (0985)53-5999
法人事務局				〒880-0007 宮崎市原町2番地22 (宮崎県福祉総合センター内) TEL (0985)25-4692 FAX (0985)25-4339

職員Ⅰ【支援員】 試験会場

【試験会場までの案内図】



宮崎県福祉総合センター本館4階（宮崎市原町2番22号）

TEL 0985-25-4692（事務局） FAX 0985-25-4339（事務局）

<交通アクセス>

- 宮崎交通バス「橘通4丁目」又は「橘通5丁目」バス停下車徒歩8分程度
- 宮崎交通バス「原町」バス停下車徒歩3分程度
- JR宮崎駅から車5分、徒歩20分程度

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

